

○大竹市地域自立支援協議会設置要綱

平成18年10月1日

告示第108号

改正 令和3年3月31日告示第49号

(設置)

第1条 障害者自立支援制度の実施に当たり、地域の障害福祉に関するシステムづくりにおいて、中核的な役割を果たす協議の場とするため、福祉課に大竹市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、中立・公平な相談支援事業の実施のほか地域関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市職員、関係機関の職員、関係団体の代表者等から市長が任命又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が就任時の機関、団体等の役職を離れたときは、当該委員の職を失うものとし、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、協議会の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は必要に応じて資料の提出を求めることができる。

(相談支援事業者)

第7条 大竹市障害者等相談支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）第2条ただし書の規定により委託された相談支援事業者は、協議会の運営に協力するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 第3条の規定により、委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月24日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第49号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。